

最終基準「金融商品の分類及び測定に関する修正」 (IFRS第9号およびIFRS第7号の修正)の公表

国際会計基準審議会(IASB)は2024年5月30日、IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第7号「金融商品：開示」の的を絞った修正の最終基準を公表しました。概要は以下のとおりです。2026年1月1日以後に開始する報告期間から適用され、早期適用((b)(c)のみの早期適用も選択可)も認められます。

(a) 電子送金システムを通じて決済された金融負債の認識の中止に関する明確化

トピック	原則	電子送金システムを通じて決済される金融負債についての例外規定
金融負債の認識の中止	決済日(金融負債が消滅した日または認識の中止の要件を満たす日)	<p>電子送金システムを通じて送金し、企業が以下を有していない場合、決済日前に金融負債の認識の中止を行うことが会計方針の選択として認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子送金指示の撤回・中止・取消しを行う能力、ならびに現金にアクセスする能力 重大な決済リスク

(b) 金融資産が元本・利息の支払いのみ(SPPI)である要件(償却原価測定の要件の1つ)を評価するためのガイダンスを明確化

偶発的事象に基づいてCFを変更させる契約条件(ESG目標に連動する金利など)	ノンリコース要素のある金融資産	契約上リンクしている商品(CLI)への投資
SPPI要件を充足するには、基本的な融資の取り決め(貨幣の時間価値、信用リスク等)と整合的である必要がある。偶発的事象により契約上のCFの時期または金額を変更させる契約条件のある金融資産のSPPI評価について追加的ガイダンスを提供	保有者のCFを受け取る権利が、契約上、特定の資産によって生み出されるCFに限定されている場合、ノンリコース要素が存在することを明確化。この場合、特定の基礎となる資産に対するルックスルーテスト等のSPPI評価が必要となる	ノンリコース要素を有するその他の金融資産からCLIを区別する主な要素は、トランシェ間で資金の不足分を不均衡に配分することとなるウォーターフォールの支払構造であることを明確にしている

(c) 偶発的事象およびそれらが契約上のキャッシュ・フローへ及ぼす潜在的影響に関する借手および貸手の新たな開示

- 基本的な貸出リスクの変化と直接関係のない事象により、CFが変化する可能性がある契約条件を含む金融商品(ESG目標が対象となる特定の融資など)について、新たな開示要求事項を導入

(d) その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択(OCIオプション)した資本性金融商品に関する開示の充実

- 資本性金融商品の公正価値の合計および当期における公正価値の変動(銘柄別の公正価値の開示は削除)

公開草案「再生可能電力に係る契約」 (IFRS第9号およびIFRS第7号の修正)の公表

IASBは2024年5月8日、「再生可能電力に係る契約」(IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第7号「金融商品：開示」の修正)の公開草案を公表しました。公開草案に対するコメント提出期限は2024年8月7日(90日間)です。

1. 公開草案の適用対象となる再生可能電力に係る契約の特徴と論点

適用
対象

契約のデザイン：当該契約で購入者は、「生産量買取」により
数量リスク^{*1}に晒されている



再生可能電力の性質：生産される電力の源泉が自然(風力・太陽光・
水力)に依存するため、特定の時期・数量の供給を保証できない

特徴

- 電力と再生可能エネルギー証書(REC^{*2})の引渡し
- 受け取った電力量に対して固定単価を乗じた金額の支払

論点

自己使用(企業の購入・使用の必要あり)の例外の適用により、
通常の購入等として会計処理

フィジカルPPA

バーチャルPPA

- RECの引渡し(電力の物理的引き渡しはしない)
- 契約上の固定価格と市場価格との差額に生産される電力量を
乗じた金額を差金決済

再生可能電力に係る契約をヘッジ手段として、キャッシュ・フロー・
ヘッジ会計を適用

自己使用の例外に該当するかの考慮要素

①契約の目的・
設計・構成

当該契約に基づいて引き渡しの見込数量が、
企業の購入・使用の必要に従ったものかを評価

②引渡しから
短期間に未使用
の再生可能電力
を売却した理由
(過去および
予測)

売却が購入・使用の必要に従ったものかを評価
・ 売却が数量リスクを原因とする
・ 市場の設計・運営により、売却の時期または
価格が定められている
・ 少なくとも同量の電力を売却後の合理的な
期間内(1カ月以内)に購入を見込んでいる

ヘッジ関係は、次の場合にのみ、変動する名目数量の電力の予定
取引をヘッジ対象に指定できる。

ヘッジ対象の指定

- ヘッジ対象が、ヘッジ手段が関連している変動数量の電力として
定められている
- 上記の数量は、可能性が非常に高い将来の電力取引の数量を
上回らない

ヘッジの会計処理(測定)

- ヘッジ手段の測定と同じ数量の仮定を用いてヘッジ対象を測定
・ 仮定はヘッジ対象の性質および特性を反映する

自己使用の例外またはヘッジ会計を適用できない場合、デリバティブ(FVPL^{*3})として会計処理

2. 公開草案における開示要求の提案

- 再生可能電力に係る契約が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に与える影響
- 再生可能電力に係る契約が企業の報告期間の財務業績に与える影響

*1 数量リスクとは、生産される電力量が生産時点における購入者の電力需要と一致しないリスクである。

*2 RECの会計処理は公開草案の対象外。排出物価格設定メカニズムプロジェクトにおいて取り扱う予定。

*3 FVPL:純損益を通じて公正価値で測定する分類

IFRS会計基準の開発をめぐる最新の動向

最終基準 IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」

* 企業の負債性金融商品または資本性金融商品が公開市場で取引または発行過程にある場合など

IASBは2024年5月9日、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」を公表しました。この最終基準は、公的説明責任*を有していない適格な子会社の財務諸表に関する開示要求を削減するものです。

主な内容

背景	<ul style="list-style-type: none">親会社がIFRS会計基準を適用する場合、子会社が連結目的で親会社に報告する際に、IFRS会計基準の認識および測定の要求事項を適用する。当該子会社が、IFRS会計基準を適用して財務諸表を作成する場合、開示の削減が要望されていた。なお、中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs会計基準)は、IFRS会計基準の認識および測定の要求事項と異なるため、必ずしもこうした要望に応えるものではなかった。
目的	<ul style="list-style-type: none">子会社が開示要求を削減したIFRS会計基準を適用することを認め、子会社レベルの報告に関する業務軽減とコスト削減をもたらす。
対象	<ul style="list-style-type: none">公的説明責任を有していない適格な子会社<ul style="list-style-type: none">IFRS会計基準に準拠した連結財務諸表を作成する親会社を有している適格な子会社…公的説明責任を有しておらず、IFRS会計基準に準拠した、一般的の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成する最終的なもしくは中間的な親会社を有している子会社
適用日	<ul style="list-style-type: none">2027年1月1日以後に開始する報告期間から適用（早期適用も認められる）<ul style="list-style-type: none">IFRS第19号に基づき比較情報の作成が必要IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」よりも早く適用する場合、特定の要求事項が適用される

「共通支配下の企業結合」プロジェクトの中止とプロジェクトサマリーの公表

IASBは2024年4月17日、「共通支配下の企業結合」のプロジェクトサマリーを公表しました。これは、2023年11月にプロジェクトの中止が決定された共通支配下の企業結合のリサーチプロジェクトにおける気づきと決定事項を要約したものであり、記載されている主な内容は以下のとおりです。

- 2020年11月に公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対して、さまざまな関係者からフィードバックを受けたが、主に「適用する測定方法の選択」と「簿価法の適用」という2つのトピックについて、関係者の見解が分かれた。
- 関係者の見方が分かれたことを受けて、3つの選択肢（①認識、測定および開示の要求事項の開発、②開示のみの早急事項の開発、③プロジェクトの中止）が議論され、③プロジェクトの中止が決定された。

How PwC can help

PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目統一支援	内部監査支援	決算期統一・決算早期化支援
全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザリーまで幅広くご支援します。	経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。	アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態をご支援します。	決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。



海外子会社とのコミュニケーション／協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化／再構築の必要性

企業買収・再編関連会計アドバイザリー	経理人材育成の研修支援	海外進出の総合支援	複雑な会計領域のアドバイス
M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、全ての場面で会計アドバイスを提供します。	クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。	海外進出に当たり、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。	複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

Contact us

PwC Japanグループの主な法人

- PwC Japan有限責任監査法人
- PwCコンサルティング合同会社
- PwCアドバイザリー合同会社
- PwC税理士法人
- PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:
<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):
<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:
E-mail: jp_asr_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com